

摩耶地区まちづくり協定の届出について

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

・届出は、建築確認申請の前に届出してください！

建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。

- ・建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合(不適合)通知書〈はがき〉」の添付等の必要はありません。

(上記「適合(不適合)通知書〈はがき〉」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。)

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合(不適合)通知書〈はがき〉」の写しが必要です。

届出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル
神戸市都市局まち再生推進課
「摩耶地区まちづくり協定」担当

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

★届出についての注意事項★

- ・全ての届出について、摩耶地区まちづくり協議会に、届出者または代理者より届出内容の説明をお願いしています。届出をされる方は、説明会開催の一週間前までを目途に、必ず下記まちづくり協議会窓口までご連絡をお願いします。
- ・まちづくり協議会への説明会は原則として、毎月第2月曜日17:00から摩耶地域福祉センター(灘区天城通3丁目3-7)にて開催します。

・協議会への説明等の詳細については

「摩耶地区まちづくり協議会」まで直接問い合わせてください。

※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

- ・摩耶地区まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書〈はがき〉」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします。

■神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく届出書類と届出先

届出先	神戸市都市局まち再生推進課
提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式） ・適合（不適合）通知書〈はがき〉※<u>切手を忘れずに!</u> ・摩耶地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 ・図面（届出書裏面に記載） ・現況写真（行為の場所の範囲を表示したもの）
届出部数	1部

※届出内容が協定で定める内容に該当する場合、図面に内容がわかるように記載してください。

※現況写真について、避難通路部分を計画に含む場合は、当該通路部分及び幅員を明示してください。

■協議会への説明時に必要な書類（参考）

説明時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耶地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 ※個人情報削除してください（下記下線部参照） ・図面（届出書裏面に記載のあるもののうち、平面図を除く） ・現況写真（行為の場所の範囲を表示したもの）
届出部数	10部（協定委員会当日持参）

※概要書・図面等の個人情報について、個人の場合は「氏名・印影・住所・電話番号」、法人は「印影」を削除して頂きますようお願いいたします。その他事項は届出者で判断いただいた上、ご用意ください。

※部数等については、協定委員会への連絡時に再度ご確認ください。

【説明会の流れ】

- (1) 建物の概要を説明していただきます（規模、用途、配置等）。
- (2) まちづくり協定の内容に関する項目について説明して頂きます。
- (3) まちづくり協議会から、まちの申し合わせに対する配慮した点について質問があります。

■まちづくり協定の関連書類

<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット（摩耶地区まちづくり協定） ・別図摩耶地区避難通路指定図、摩耶地区まちづくり協定運用細則 ・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）※裏面に届出する図面等記載 ・まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書（共通様式） ※必要に応じて届出は、市へ1部のみ ・摩耶地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 ・適合（不適合）通知書〈はがき〉
<p>「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合（不適合）通知書（はがき）」の様式は<u>窓口・インターネット</u>で入手できます。</p> <p>インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」 ↓ 「摩耶地区まちづくり協定」</p>